

国民体育大会企業協賛に関するガイドライン

1. 協賛実施の趣旨

「国体改革2003」の提言を踏まえ、国民体育大会（以下「国体」という。）の活性化と開催地の財政負担軽減のため、国体協賛を実施する。

民間活力を導入することにより、財政負担の軽減はもとより国民に対する国体の認知度向上、国体のブランド価値の向上を図っていくこととする。

2. 実施体制

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）と開催地都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）が連携・協力のもと、大会ごとに実施する。

3. 協賛概要

日本スポーツ協会及び開催県実行委員会（以下「両当事者」という。）が協議の上、大会ごとに協賛メリット・協賛カテゴリー等「国民体育大会協賛概要（特典一覧）」（以下「協賛概要」という。）を決定することとする。

協賛カテゴリーは、トップカテゴリーを「カテゴリーA」とし、以下ランク順に「カテゴリーB」「カテゴリーC」とする。

また、「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」のカテゴリーを設定する。

4. 協賛の募集について

- （１） 両当事者がそれぞれ募集活動を行うものとする。
- （２） 日本スポーツ協会は、協賛概要に示すカテゴリーAを対象に募集活動を行なう。
- （３） 開催県実行委員会は、協賛概要に示すすべてのカテゴリーを対象に募集活動を行なう。ただし、カテゴリーAについては日本スポーツ協会の協賛社等を優先することとする。
- （４） 募集活動を行うにあたっては両当事者が事前に協議することとする。

5. 協賛募集期間

両当事者の協議により決定する。

6. 協賛権利期間

両当事者の協議により決定する。

7. 協賛契約及び協賛金管理業務

原則として両当事者はそれぞれが獲得した企業等と契約する。また、協賛金についてもそれぞれが管理する。

なお、両当事者はそれぞれが獲得した協賛社等との契約内容をお互いに遵守するための契約を結ぶこととする。

8. 協賛金の使途

- (1) 大会開催運営経費に充当する。
- (2) 日本スポーツ協会は国体の認知度向上、国体のブランド価値向上のための全国的PRの経費及び協賛概要に示すカテゴリーAの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (3) 開催県実行委員会は国体開催の機運を盛り上げるための開催地都道府県内PR経費及び協賛概要に示すカテゴリーB、Cの協賛特典を担保するための経費に充当する。
- (4) 日本スポーツ協会は開催県実行委員会に対し、協賛概要に示すカテゴリーBの1社あたりの協賛金を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乗じた額を協賛金交付金として交付する。
- (5) 開催県実行委員会が協賛概要に示すカテゴリーAの協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会は日本スポーツ協会に対し、カテゴリーAとカテゴリーBの1社あたりの協賛金額の差額分を上限に、獲得したカテゴリーAの協賛社数に乗じた額を協賛金交付金として交付する。
- (6) 協賛金交付金額については、両当事者間において協議のうえ決定する。
- (7) 日本スポーツ協会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、開催県実行委員会に対し1競技会あたりの協賛金の2分の1の額、当該中央競技団体に対し協賛金の10分の1の額を協賛金交付金として交付する。
- (8) 開催県実行委員会が「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」の協賛社を獲得した場合、日本スポーツ協会に対し1競技会あたりの協賛金の2分の1の額を協賛金交付金として交付する。

9. 広告掲出にあたっての原則

- (1) 国体では、国体協賛社等以外の広告等の掲出（露出）は原則として禁止する。
- (2) 政治的、人種的または宗教的な内容の広告、公序良俗に反する内容の広告、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容の広告は禁止する。

10. 国体標章の取り扱いについて

両当事者は、互いに協力して国体標章の無断使用、不適切な使用等がないよう管理し、国体標章のブランド価値向上に努める。

11. その他

上記以外の国体協賛に係る新たな事項や課題並びに開催県実行委員会からの要望等については、日本スポーツ協会国体委員会等関係委員会並びに開催県実行委員会で検討・協議し、互いに解決に向け努力するものとする。

本ガイドラインは、平成22年12月16日に制定し、第69回本大会から施行する。

本ガイドラインは、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から改定する。

本ガイドラインは、平成27年6月11日に改定する。

本ガイドラインは、平成30年4月1日に改定する。